

■ 箱崎キャンパス跡地利用上の課題への対応状況について / ②埋蔵文化財の状況

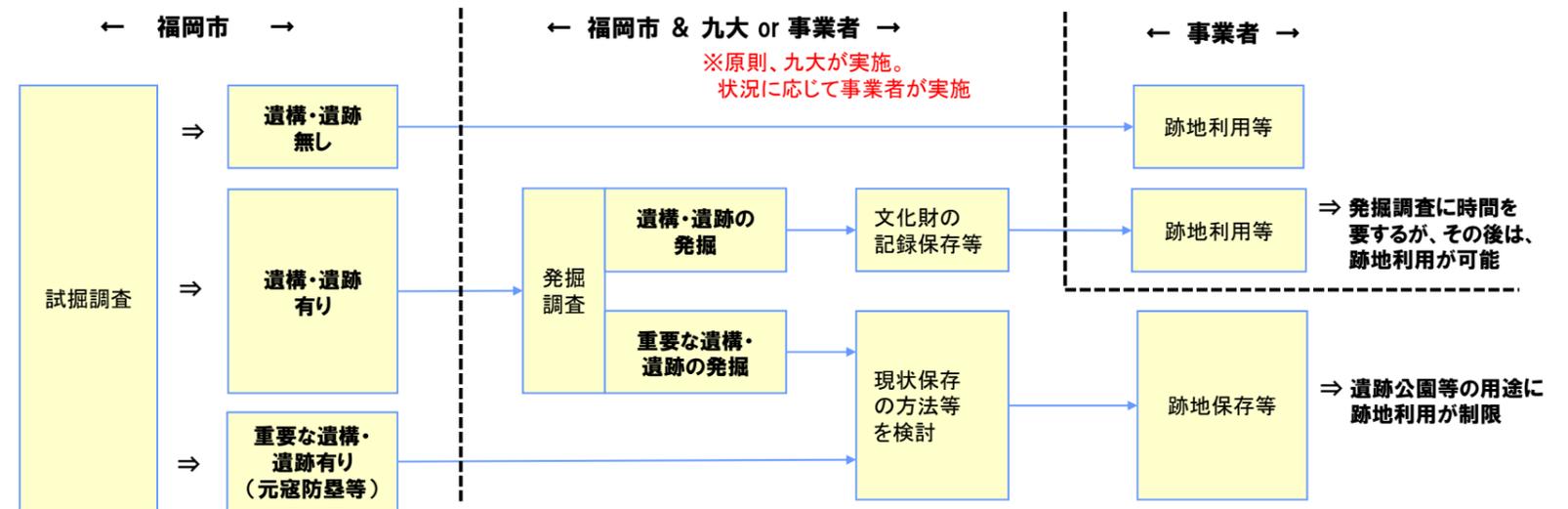
◆ 埋蔵文化財の現状

- 箱崎キャンパス跡地は、①元寇防塁、②箱崎遺跡という2種類の周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されている。また、文系キャンパスを含む包蔵地外の地区も、都市計画法等により、1,000㎡以上の敷地の再開発においては福岡市教育委員会へ届け出が必要で、跡地全体について埋蔵文化財調査が必要。
(なお、文化財保護法第96条等により、試掘調査の結果や包蔵地で有る無しに関わらず、土地所有者は埋蔵文化財を発見した場合は、原則届け出が必要)
- 今後の跡地利用に備え、九州大学から福岡市教育委員会へ埋蔵文化財の調査を依頼、平成24年12月より、福岡市教育委員会が、工学系地区より試掘調査を実施中。
- 平成25年9月まで約9ヵ月間の試掘調査で、工学系地区について、福岡市教育委員会より、以下の審査結果が示されている。

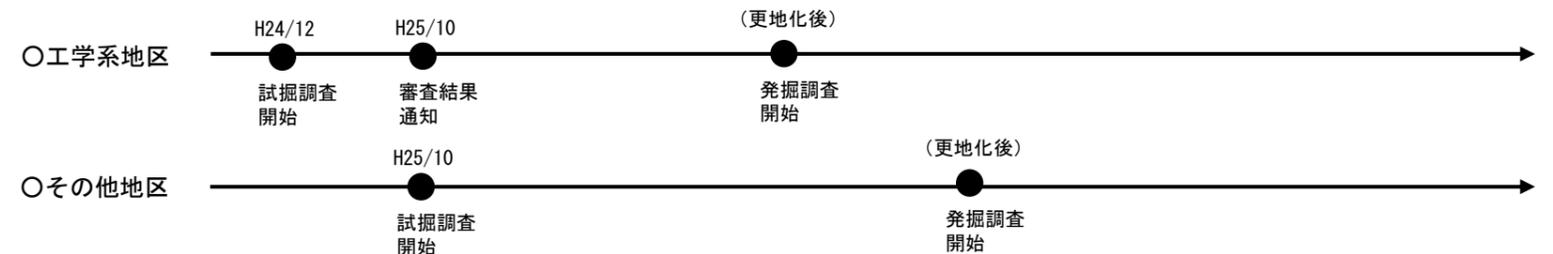
◆ 福岡市教育委員会からの審査結果(H25.10.15付)

- H25年9月までの埋蔵文化財の試掘調査で、工学系地区の審査結果は以下。
- A区(箱崎遺跡)・・・埋蔵文化財が確認されており、開発行為等を行う際には発掘調査が必要
 - B区(箱崎遺跡)・・・埋蔵文化財が確認されていない地区
 - B区(元寇防塁)・・・埋蔵文化財が確認されていない地区
 - C区(元寇防塁)・・・埋蔵文化財は確認されていないが、建物の基礎が浅いため、建物解体時の確認調査が必要
 - D区(包蔵地外)・・・埋蔵文化財は確認されていないが、砂丘が確認されたため、建物解体時の確認調査が必要

◆ 埋蔵文化財の調査、文化財の保存等の作業フローと役割分担イメージ



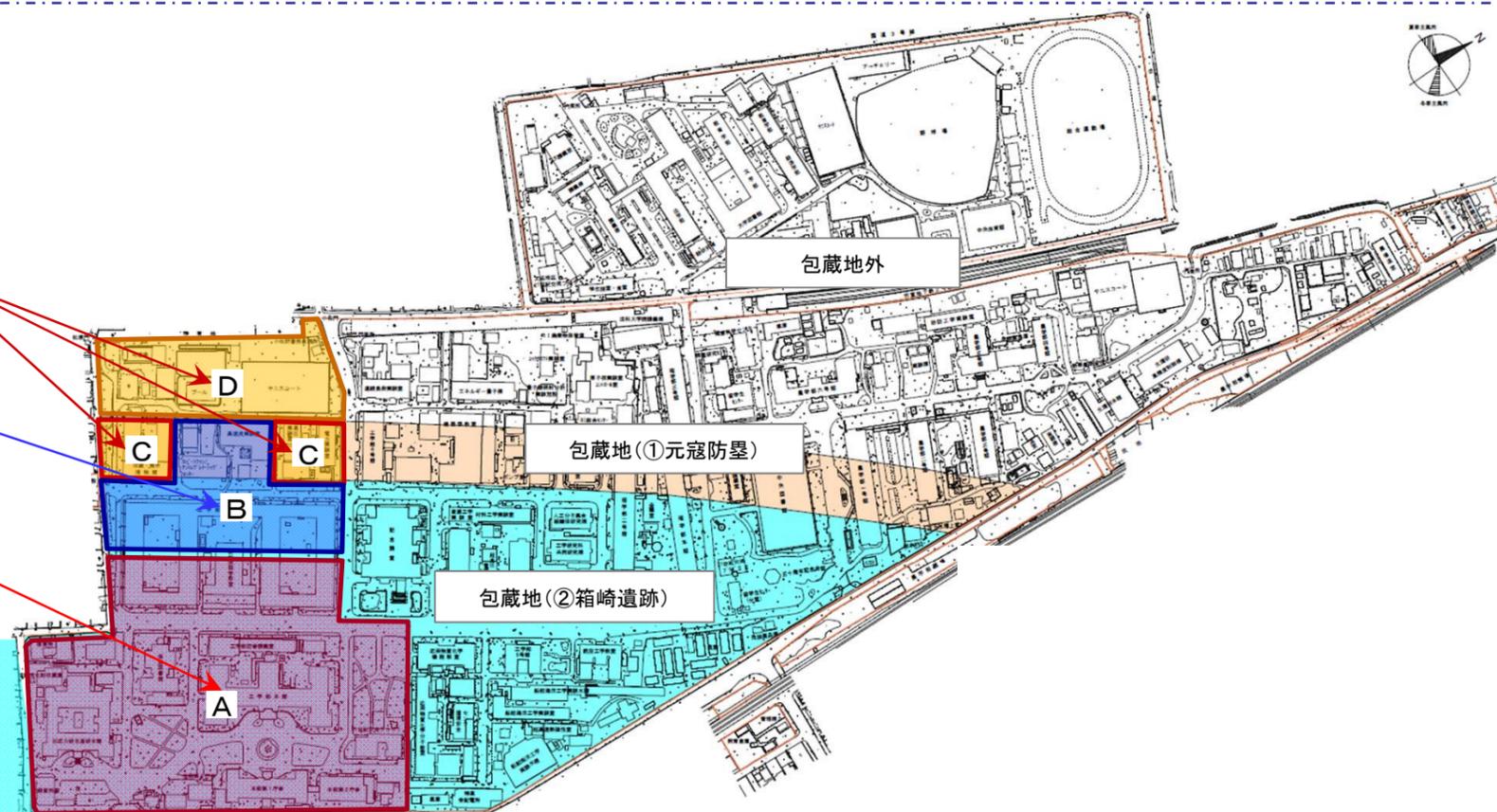
◆ 埋蔵文化財の試掘等スケジュール



◆ 箱崎キャンパス 埋蔵文化財関係図

<審査結果からいえること>

- C区及びD区は建物の解体時等に、試掘調査を進めていく地区。(調査の結果、B区の扱いとなる可能性がある。)
 - B区は、埋蔵文化財が確認されていない地区。(包蔵地であり、開発行為時の届け出は必要。)
 - A区は開発行為時に発掘調査が必要となる地区。(九大として、何らかの事業者負担の軽減措置を検討中。)
- 箱崎遺跡は南方から、跡地内に広がっている



■ 箱崎キャンパス跡地利用上の課題への対応状況について / ③ 土壌汚染調査等の状況

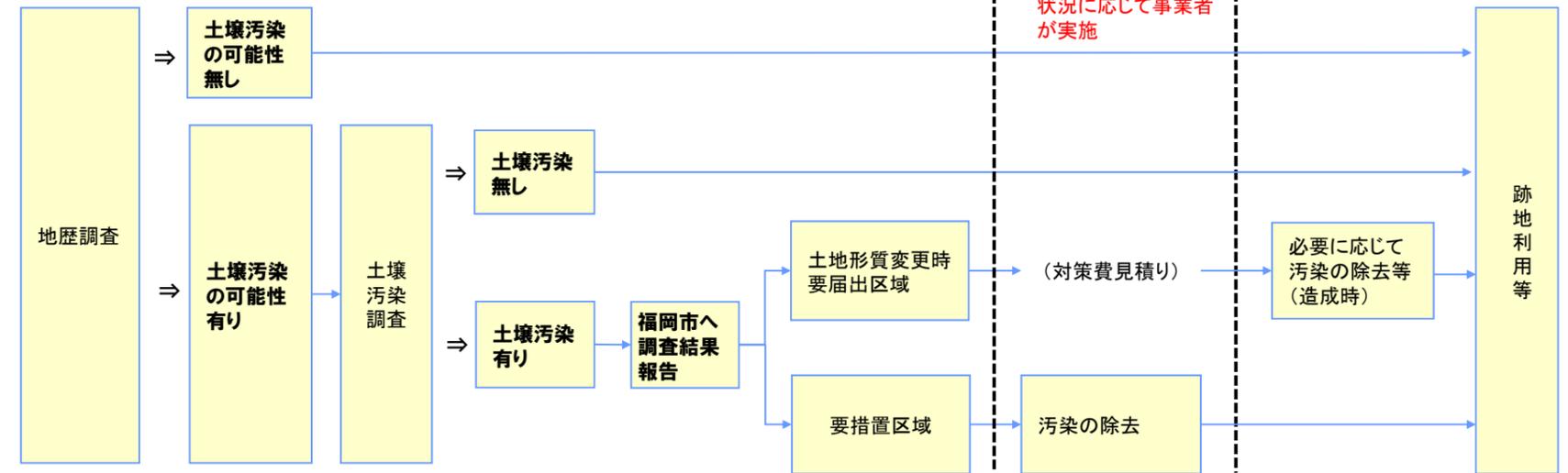
◆ 土壌汚染調査等の現状

- ・ 土壌汚染調査については、平成22年度に、簡易な地歴調査（平成23年3月時点）を実施。指定調査機関が行った調査の結果によると、地歴や建物毎の特定有害物質の使用等の履歴から、理系キャンパスについてほぼ全域が土壌汚染のおそれがある もしくは おそれが少ないエリアとなっている。
- ・ 土壌汚染状況調査の対象には、排水管等排水設備も含まれる。特定有害物質を使用等する施設からの排水が排水管に流入し続ける限り、土壌汚染のおそれが継続しているとみなされるため、重複した調査を行わずに済むように、排水設備の切替え等が必要となる可能性も有る。
- ・ 向後は、移転済の工学系地区から、地歴調査、土壌汚染調査を実施していく予定であるが、理学系・農学系の移転進捗中での土壌汚染調査となることから、随時、福岡市環境局と協議しながら、土壌汚染対策を実施していく予定。

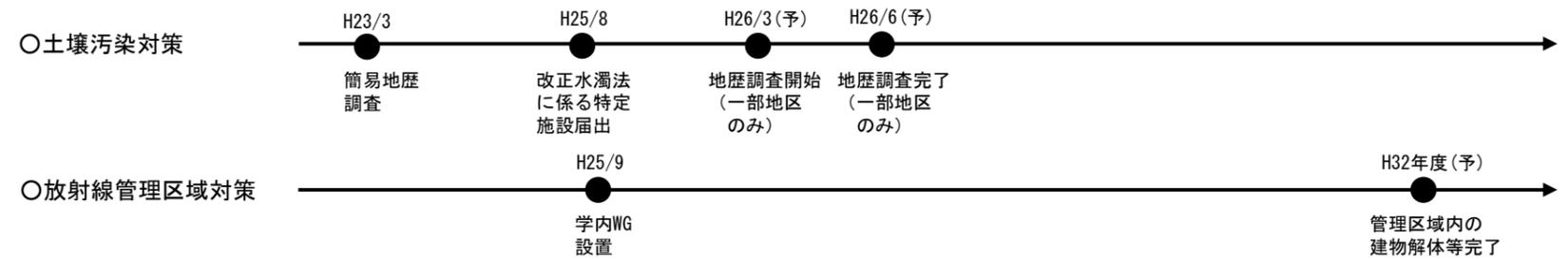
<放射線管理区域の状況>

- ・ 理系キャンパス内には、放射線管理区域が存在。
- ・ 受入れ施設となるRIセンターが、平成26年度までに伊都キャンパスに設置されることが決まっており、理学系・農学系の移転の進捗に合わせて、管理区域内の建物解体等実施していく予定。

◆ 土壌汚染対策の今後の作業フローと役割分担イメージ



◆ 土壌汚染対策等のスケジュール



◆ 箱崎キャンパス 土壌汚染関係図 (H23/3簡易地歴調査結果と排水経路イメージ)

